

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市財田町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修）久保の下地区）を行うことについて平成21年12月2日適当と決定した。

その関係書類を三豊市財田支所事業課において平成21年12月18日から平成22年1月7日まで縦覧に供する。

平成21年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀